北上地区消防組合消防救助業務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月20日

北上地区消防組合消防本部 消防長 菊 池 洋 幸

北上地区消防組合消防救助業務規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防救助業務規程(平成16年北上地区消防組合消防本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(救助隊等の配置)	(救助隊等の配置)
第3条 救助活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる消防	第3条 救助活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる消防
署に当該各号に定める救助隊等を置き、署長が指揮監督す	署に当該各号に定める救助隊等を置き、署長が指揮監督す
るものとする。	るものとする。
(1) 北上消防署に、特別救助隊及び梯子隊を置く。	(1) 北上消防署に、特別救助隊及び梯子隊を置く。
(2) 西和賀消防署に、消防救助隊を置く。	(2) 西和賀消防署に、消防救助隊を置く。
(3) 北上消防署及び西和賀消防署に山岳遭難活動救助隊	
<u>を置き、実施細則については別に定めるものとする。</u>	
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この訓令は、令和5年3月20日から施行する。